

軽費老人ホーム（ケアハウスるうてる）

重要事項説明書

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人るうてるホーム
法人所在地	大阪府四條畷市岡山5丁目19番20号
代表者氏名	理事長 大柴譲治
電話番号	072-878-9371(代表) 072-878-9372(ケアハウス)
設立年月日	1964年12月2日

2. ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム（ケアハウスるうてる）
施設の所在地	大阪府四條畷市岡山5丁目19番20号
施設長名	大野原 ひとみ
電話番号	072-878-9372
FAX番号	072-878-5293
開設年月日	2013年10月1日
定員	50名
損害賠償責任保険加入先	損保ジャパン

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者お1人おひとりを大切にし、どのような心身の状況にあってもご自分の生活を自分らしく続けることができるよう、お支えにつとめます。
施設運営の方針	食事や入浴などの基本であるサービスを提供し、自立した生活を維持できるように万全を尽くします。また、身体低下等により、介護を要する状況となっても介護保険の居宅サービスを利用しつつ明るく心豊かに暮らせる施設づくりを目指します。

4. 利用要件

- （1）年齢が60歳以上であること。ただし利用者の配偶者、三親等内の親族と共に利用する場合はいずれか一方が60歳以上であれば利用できます。
- （2）家族と同居することが困難であること。
- （3）伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。
- （4）生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能である

こと。

- (5) 身元引受人が得られること。ただし真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は相談に応じます。

5. 職員の配置基準と職務

職種	職務内容	配置	勤務体制
1. 施設長	総括	1名	常勤 兼務
2. 事務員	庶務、会計業務	1名	常勤
3. 生活相談員	相談、助言、入居調整	1名以上	常勤
4. 介護支援員	日常生活の支援・援助	2名以上	常勤・非常勤
5. 看護職員	健康管理、療養上の世話		緊急時対応
6. 栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1名	常勤兼務
7. 調理員	献立表に基づき食事提供		業者委託

6. 施設サービスの概要

(1) 基準サービス

種類	内容
食 事	【食事時間】 朝食 8時00分 ～ 9時00分 昼食 12時00分 ～ 14時00分 夕食 18時00分 ～ 19時00分 衛生上又は管理上許容可能な一定時間に限り取り置きをすることができます
入 浴	入 浴 日 月曜日～日曜日 入浴時間 10時00分 ～ 18時00分
健 康 管 理	年1回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。
相談及び援助	各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行います。

(2) 基準外のサービス (別紙をご参照ください)

対象収入による階層区分		利 用 料 金				
		生活費	サービスの提供に要する費用	家賃(管理費)	冬季加算 11月～3月	計
1	1,500,000円以下	48,764	10,000	30,000	2,100	90,864
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	48,764	13,000	30,000	2,100	93,864
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	48,764	16,000	30,000	2,100	96,864
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	48,764	19,000	30,000	2,100	99,864
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	48,764	22,000	30,000	2,100	102,864
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	48,764	25,000	30,000	2,100	105,864
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	48,764	30,000	30,000	2,100	110,864
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	48,764	35,000	30,000	2,100	115,864
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	48,764	40,000	30,000	2,100	120,864
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	48,764	45,000	30,000	2,100	125,864
11	2,400,001円 ～	48,764	47,200	30,000	2,100	128,064

7. 利用料

軽費老人ホーム（ケアハウスるうてる） 利用者階層別料金表（月額）

[単位：円]

* 11月から3月までの冬期には暖房費として一人月額2,100加算します。

* 大阪府が定める軽費老人ホームが入所者から受領する利用料の額の改正に伴い変更を致します。

* 個室の光熱水費については各居室ごとの利用量に基づき料金の請求を致します。(別料金)

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）は上表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に関する費用徴収額については、それぞれ7,000円とします。

8. 利用料の請求及び支払い

利用料は上表を基に一カ月ごとに支払っていただきます。口座引落としにより支払いをされる方は、各人ご指定の金融機関の口座から前月の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に自動引落としされます。また、基準外サービス等については、サービスを受けた時点でお支払いいただく場合があります。

9. 当施設ご利用に当って留意いただく事項

種 類	内 容
来訪・面会	朝9時から19時まで
外出・外泊	届出必要（食事の有無）

喫 煙	指定された場所以外では全館禁煙
迷惑行為等	当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、を行なうことはできません。

10. 個人情報の保護

職員は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

職員が得た利用者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとします。

11. 高齢者虐待の防止

利用者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

13. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：三木 勝利（生活相談員）

ご利用時間：月～土曜日 10時～17時

ご利用方法 電話 072-878-9371

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ

大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号

電話番号：06-6944-7106 F A X 番号：06-6944-6670

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

所在地：〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号

大阪府社会福祉会館 5階

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

年 月 日

【利用者】

住所

氏 名

印

【代筆者】（続柄： ）

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

住所

氏 名

印

【 説 明 者 】

軽費老人ホーム（ケアハウスるうてる）

職・氏名

印